

茅ヶ崎都市計画高度地区の変更の案について

(付議 R7—6号)

議案書

(図面集)

書類綴じ込み順

計画図

総括図

茅ヶ崎都市計画総括図



凡 例	図示
都市計画区域境界	(100)
市街化区域境界	(100)
第一種低層住居専用地域	(100)
第二種低層住居専用地域	(100)
第一種中高層住居専用地域	(100)
第二種中高層住居専用地域	(100)
第一種住居地域	(100)
第二種住居地域	(100)
準住居地域	(100)
近隣商業地域	(100)
商業地域	(100)
準工業地域	(100)
工業地域	(100)
工業専用地域	(100)
都市計画道路	(100)
都市計画河川	(100)
防火地域	(100)
準防火地域	(100)
都市計画公園	(100)
区画整理区域	(100)
ごみ焼却場・駐車場・汚物処理場 農林畜産・大規模宅地等	(100)
再開発区域	(100)
高度利用地区	(100)
高度地区	(100)
地区計画	(100)
生産緑地地区	(100)
特別緑地保全地区	(100)

高度地区の種類	対 象 地 域	建築高度の 最高限度
第1種高度地区	第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域 近隣商業地域(容積率200)	15m
第2種高度地区	第一種住居地域(容積率200) 第一種中高層住居専用地域 近隣商業地域(容積率300)	20m
第3種高度地区	準工業地域(準防火指定なし) 準工業地域(準防火指定あり)	25m
第4種高度地区	工業地域 工業専用地域	31m

高度地区の種類	対 象 地 域	建築高度の 最高限度
第1種高度地区	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域(容積率200)	12m
第2種高度地区	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 近隣商業地域(容積率300)	15m
第3種高度地区	準工業地域 準工業地域(容積率300)	20m
第4種高度地区	工業地域 工業専用地域	31m

※準工業地域、工業地域内の工業系建築物以外の建築物については20mとする
※高度利用地区は建築物あり

建築物の敷地面積の最低限度(茅ヶ崎市のみ)	容積率 建築物の最低限度
用途地域	(100)
第一種低層住居専用地域 及び	125㎡
第二種低層住居専用地域	100㎡

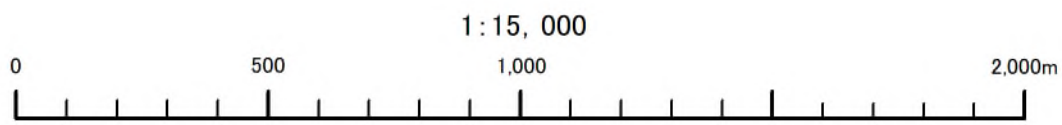
凡 例	変更する区域
高度地区	
第1種高度地区	12m以下
第2種高度地区	15m以下
第3種高度地区	20m以下
第4種高度地区	31m以下

* 準工業地域、工業地域内の工業系建築物
以外の建築物については20m以下

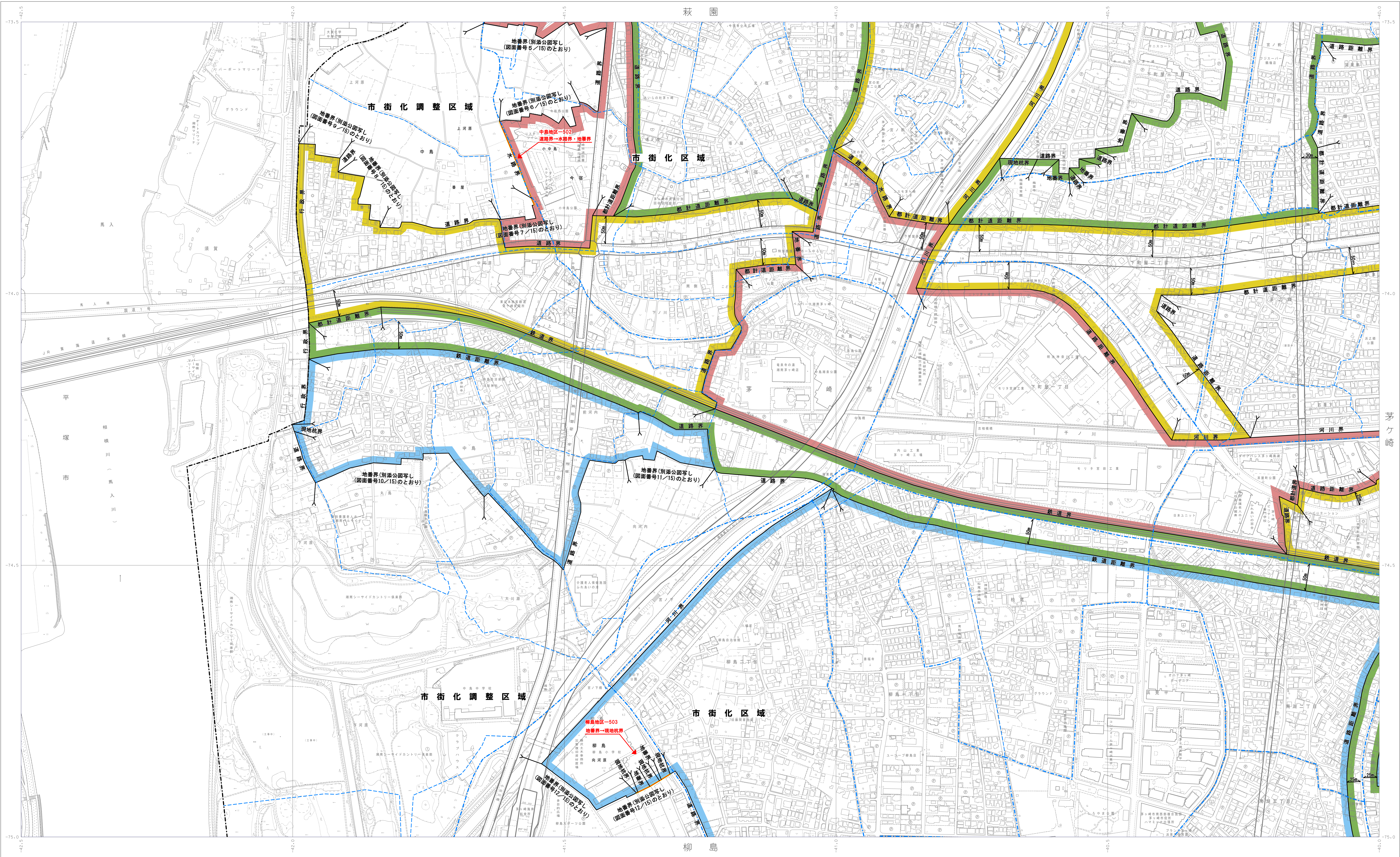
市町村名	茅ヶ崎市
件名	茅ヶ崎都市計画 高度地区の変更
図面の名称	総 括 図
縮尺	1/15,000
番号	1/1
作成年月日	令和 年 月 日

(注)この図面は令和4年1月1日時点の都市計画情報の概略を示すものです。
(作成日:令和4年3月)

この図面は令和3年3月現在茅ヶ崎市の都市計画情報に基づき作成されたものであり、



建設部中央支所 3-2 電話 261-2715 (機)193ジマデックス



IX-MC 49-4

	49-2 萩 園	40-1 円 蔵
茅 崎 市	49-4 中 島	40-3 茅 ヶ 崎
	59-2 柳 島	50-1 中 海 岸

記 号

建築	△ 37.2 三角点	門 門
塀	△ 25.62 水準点	門 門
塀	△ 42.3 水準点	門 門
塀	△ 35.6 水準点	門 門
塀	△ 25.73 水準点	門 門
塀	△ 37.2 水準点	門 門
塀	△ 12.5 水準点	門 門
塀	△ 11.8 水準点	門 門

凡 例

- 変更後の区域
- 変更前の区域
- 都市計画区域
- 町丁界・大字界
- 小字界
- 高度地区
 - 第1種高度地区 12m以下
 - 第2種高度地区 15m以下
 - 第3種高度地区 20m以下
 - 第4種高度地区※31m以下

※準工業地域、工業地域内の工業系建築物以外の建築物については20m以下

凡 例

- 変更後の区域
- 変更前の区域
- 都市計画区域
- 町丁界・大字界
- 小字界
- 高度地区
 - 第1種高度地区 12m以下
 - 第2種高度地区 15m以下
 - 第3種高度地区 20m以下
 - 第4種高度地区※31m以下

※準工業地域、工業地域内の工業系建築物以外の建築物については20m以下

IX-MC 49-4	
市町名	茅 ヶ 崎 市
事 項	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
件 名	図面の名称
縮 尺	1/2,500
番 号	2/4
作成年月日	令和 年 月 日

IX-MD 40-3



1. 令和2年1月撮影空中写真
2. 令和2年10月現地調査

蔵 門

中海岸

1 : 2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号 令2関公第478号）」

茅ヶ崎市

(アジア航測株式会社調製)



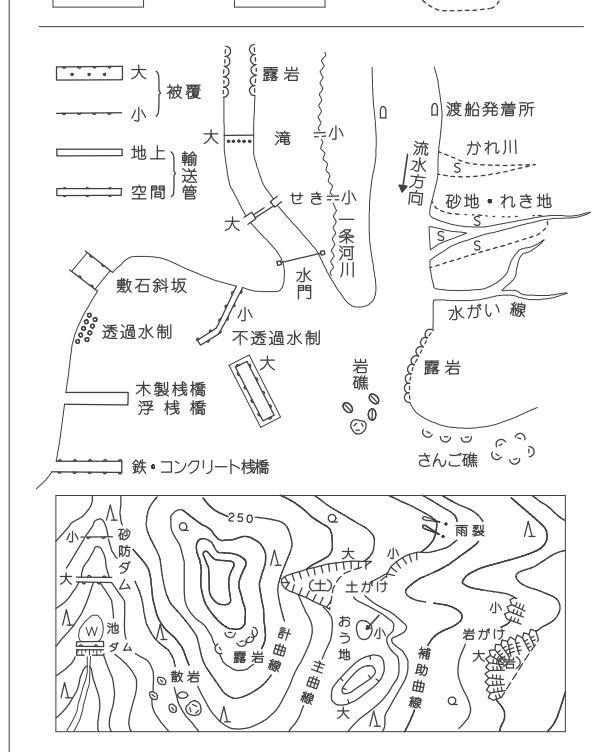
49-2 萩園	40-1 円蔵	40-2 菱沼
49-4 中島	40-3 茅ヶ崎	40-4 旭ヶ丘
59-2 柳島	50-1 中海岸	50-2 浜須賀

記

	建 物	△ 37.2	三 角 点
	堅ろう建物	※ 25.62	水準点
	堅ろう壁倉	△ 42.3	地すべり等被害を 受ける箇所
	疎 離 倉	▽ 35.6	公共事業地 (三角点)
		△ 25.73	公共事業地 (水準点)
		△ 37.2	難子地区 建設が難しい箇所
		・12.3	開化前 による被害
		・15.8	

[illegible]

田	火	山	木	土
燧	燧	燧	燧	燧
さつき煙	さつき煙	さつき煙	さつき煙	さつき煙
パイナップル煙	パイナップル煙	パイナップル煙	パイナップル煙	パイナップル煙
桑畑	桑畑	桑畑	桑畑	桑畑
茶畑	茶畑	茶畑	茶畑	茶畑



凡

- 変更後の区域
 - 変更前の区域
 - - - - 都市計画区域
 - . - . 町丁界・大字界
 - - - 小字界

高度地区

第1種高度地区	12m以下
第2種高度地区	15m以下
第3種高度地区	20m以下
第4種高度地区	※31m以下

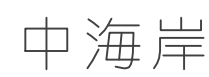
※準工業地区、工業地区内の工業系建築物以外の建築物については20m以下

座標系は平成14年国土交通省告示第9号に規定する世界測地系に基づく平面直角座標系による第9座標系投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

IX-MD 40-3

市町名	茅ヶ崎市
事 項	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
件 名	茅ヶ崎市都市計画 高度地区の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	3/4
作成年月日	令和 年 月 日

IX - MD 50 - 1



49-4 中島	40-3 茅ヶ崎	40-4 旭が丘
59-2 植島	50-1 中海平	50-2 浜須賀
	50-4 焼島	

記号		△ 37.2	三角点
	建 物	△ 25.62	水準点
	堅ろう建物	△ 42.3	水角及び標高点 （水角点）
	堅ろう煉倉	▽ 35.6	公共水準点 （水準点）
	煉 炭 倉	△ 25.73	観測水準点 （水準点）
		△ 37.2	観測水準点 （水準点）
		△ 12.3	観測水準点 （水準点）
		△ 15.8	観測水準点 （水準点）

[illegible][illegible]

Figure 1 is a map of the study area in the Kuroki River basin. The map shows the river course, surrounding land use (rice fields, forest, etc.), and various locations marked with numbers 1 through 10. A legend at the top left defines symbols for water level, river, and land use. A scale bar at the bottom indicates distances in kilometers.

座標系は平成14年国土交通省告示第9号に規定する世界測地系に基づく平面直角座標系による第9座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

凡 例

- 変更後の区域
- 変更前の区域
- 都市計画区域
- - - - - 町丁界・大字界
- - - - - 小字界

高度地区

	第1種高度地区	12m以下
	第2種高度地区	15m以下
	第3種高度地区	20m以下
	第4種高度地区	※31m以下

※準工業地区、工業地区内の工業系建築物以外の建築物については20m以下

市町名	茅ヶ崎市
事 項	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
件 名	茅ヶ崎市計画 高度地区の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	4 / 4
作成年月日	令和 年 月 日